

美祢市が運用する公式アカウントソーシャルメディア運用方針

第1. 目的

近年、フェイスブックやツイッター、インスタグラム等に代表されるインターネット上のソーシャルメディアの普及に伴い、自治体においても効果的な情報発信のツールとしての利用が定着している。

ソーシャルメディアの拡散性、即時性を活かすことで市政情報や観光情報、災害時の緊急情報などを効率的、効果的に発信することができる。

一方で、ソーシャルメディアには、その特性ゆえに、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こしたり、社会に対して多大な影響を及ぼす可能性も持ち合わせている。

そのため、美祢市職員の身分を有する者（以下「職員」という）が職務上ソーシャルメディアを適切に運用するための基本ルールとして、この運用方針を策定する。

第2. ソーシャルメディアの定義

この運用方針における「ソーシャルメディア」とは、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができるインターネット上のサービスのことをいう。

第3. 適用範囲

本方針は、美祢市が業務としてソーシャルメディアを活用する際の方針であり、ソーシャルメディアのアカウントを取得し、運営する市の組織及びその運営を委託された事業者に適用される。

第4. 公式アカウントの開設及び運用方法

1 アカウントの定義と運営主体

(1) 美祢市公式アカウント

市が業務としてソーシャルメディアを活用する際に利用するアカウントを、美祢市公式アカウントという。美祢市公式アカウントの開設・運営は、原則として地方創生推進室が運営主体として行う。

(2) 分野別美祢市公式アカウント

発信する情報に対する利用者のニーズが多く、かつ特定の分野において充実させる必要があると判断されるものについては、その分野を所管する所属長が、地方創生推進室長の承認を得て開設・運営する。この場合のアカウントを分野別美祢市公式アカウントという。

(3) 公式アカウント

美祢市公式アカウントと分野別美祢市公式アカウントを総称して公式アカウントという。

2 美祢市公式アカウントでの運用

(1) 活用するソーシャルメディアの種類

必要に応じて活用するソーシャルメディアの種類、登録情報（ID、パスワード、メールアドレス、タイトルなど）について地方創生推進室長の決裁を受ける。

(2) 発信情報の内容

次の情報でソーシャルメディアを活用して発信することが適当なもの。

ア 美祢市の市政情報や観光情報など、市をPRするもの

イ 災害時等の緊急情報

ウ 美祢市内で開催されるイベント情報（市が主催・共催・後援の他、地域の実行委員会等が開催するもの）

エ 市内民間事業者の求人情報等、市の活性化に資する情報

オ 市外において開催される美祢市をPRするイベント情報

カ 他者が発信する情報で、美祢市のPRに資する情報のシェア

キ その他、美祢市に関する情報で適当なもの

(3) 地方創生推進室以外の課が所管する事業やイベント情報の提供

地方創生推進室以外の課が所管する事業やイベントの情報で、美祢市公式アカウントで運用するソーシャルメディアにより発信するのが適当と思われる情報は、所管課がその内容を地方創生推進室に提供する。

地方創生推進室の担当者は提供された情報について、ソーシャルメディアで発信するのが適当と判断した場合は、出来るだけ速やかに発信する。

(4) 他者が発信する情報のシェア

他者が発信する情報のシェアは次の情報とする。

ア 美祢市の景観に関する情報

イ 公共機関が発信する情報

ウ 「Mineコレクション」や「やまぐち食彩店」等、公共機関が認定又は紹介している民間事業者の情報

エ 市内民間事業者の求人情報

オ 美祢市ふるさと交流大使に関する情報

カ その他、シェアすることが適当と判断される情報

(5) 利用者から寄せられたコメントへの対応

原則、美祢市公式アカウントで運用するソーシャルメディアへ寄せられたコメント等へは返信をしない。

また、その旨を分かりやすい場所に明記する。

3 分野別美祢市公式アカウントでの運用

分野別美祢市公式アカウントを開設し運用しようとする場合、別紙様式第1号により次の事項について地方創生推進室長に届け出て承認を得ること。

秘書課長は承認する場合は、別紙様式第2号により開設・運用について承認する。

- (1) 活用するソーシャルメディアの種類
- (2) 発信情報の内容
- (3) 登録情報（ID、パスワード、URL、メールアドレス、タイトルなど）
- (4) 利用者から寄せられたコメント等への対応方針

4 公式アカウントでの発信時の基本原則

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取り扱いに関する規定等を遵守すること。
- (2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権、商標権等に関して充分留意すること。
- (3) 発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないように留意すること。
- (4) 次に掲げる情報は発信してはならない。
 - ア 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
 - イ 宗教性、政治性のあるもの
 - ウ 違法行為又は違法行為を煽るもの
 - エ 単なる噂や噂を助長させるもの
 - オ 社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
 - カ その他公序良俗に反するもの

5 公式アカウントへの利用者による書き込みの削除等

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。

- (1) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (2) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (3) 宗教性、政治性のあるもの
- (4) 違法行為又は違法行為を煽るもの
- (5) 単なる噂や噂を助長させるもの

- (6) 社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
- (7) 著作権、商標権、肖像権など美祢市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (9) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) 美祢市の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) その他、美祢市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6 公式アカウントにおける発信内容の決裁

公式アカウントにおける情報は、迅速性を保つため所属長の管理責任のもとに担当者において発信することとし、決裁は不要とする。ただし、市の公式見解として政策や意見を発信するもの等、特に重要と思われるものは、所属長の決裁を受けること。

第5. 適用除外

この運用方針が施行される以前から活用されているソーシャルメディアについては、地方創生推進室長の承認は不要とする。

ただし、その種類、登録情報等について任意の様式で地方創生推進室長に報告すること。

第6. 補足事項

職員は自らも市の広報担当であるという意識を持ち、担当する業務におけるイベントや事業で市のPRになるとと思われるものは、可能な限り、職員個人のアカウントを利用して情報発信をするように心がけること。

また、職員は、ソーシャルメディアを職務外で利用する場合には、平成28年3月に策定された「美祢市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を遵守すること。

第7. その他

この運用方針に定めるもののほか、必要な事項は、地方創生推進室長が定める。

第8. 附則

この運用方針は、平成29年3月27日から施行する。

この運用方針は、平成31年4月1日から施行する。

この運用方針は、令和元年5月1日から施行する。

様式第 1 号

第 号
令和 年 月 日

地方創生推進室長 宛て

課長 印

ソーシャルメディア分野別美祢市公式アカウント開設・運用届

所属名		
種類		
発信情報		
登録情報	ID	
	パスワード	
	URL	
	メールアドレス	
	タイトル	
	その他	
利用者からの コメント等への 対応		
その他		
運用開始予定時期		

様式第2号

第 号
令和 年 月 日

課長

地方創生推進室長 印

ソーシャルメディア分野別美祢市公式アカウント開設・運用承認

令和 年 月 日付 第 号で出された分野別美祢市公式アカウントの
開設・運用について承認します。